

第 6 回御嵩町農業委員会会議録

| | |
|-------------|--|
| 1、招集年月日 | 令和 6 年 1 月 5 日 |
| 2、招集場所 | 御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室 |
| 3、開会 | 午前 9 時 00 分 |
| 4、会議に付された件名 | |
| 議第 20 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定により権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について |
| 議第 21 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について |
| 議第 22 号 | 土地現況確認申請に対する意見について |
| 議第 23 号 | 農用地利用集積計画について |
| 報第 6 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 5、事務局 | 事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹 |
| 6、会議録署名者 | 12 番 瀬 瀬 正 彦 委員 13 番 中 川 洋 二 委員 |
| 7、欠席委員 | 15 番 青 木 友 誉 委員 |
| 職務代理 | <p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 6 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、15 番 青木 友誉 委員から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、12 番 瀬瀬 正彦、13 番 中川 洋二 委員を指名します。</p> <p>それでは議第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>2 ページをご覧ください。議第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 20 ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 職務代理 | 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、11 番 田中 豊雄 委員 説明願います。 |
| 11 番 田中委員 | 11 番田中です。1 号事案の説明をいたします。事務局より説明あ |

| | |
|---------|--|
| | <p>りました箇所については省略します。資料の5-1をご覧ください。</p> <p>場所は、御嵩公民館より南西400mほどのところ です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由は、新たに太陽光発電設備用地を探していたところ、日当たり良く計画規模に適した申請地を見つけ、また地主様も土地の管理が難しい状況であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の温室効果ガス排出抑制に資する太陽光発電設備による土地の有効活用にも賛同してくれたため。</p> <p>事業の創業期間又は施設の利用期間は許可日から永年です。パネルは172枚です。資金調達は全額自己資金です。</p> <p>御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う届出は済んでいます。</p> <p>申請地の北側は田、宅地、南側は田、西・東側は用悪水路です。隣地所有者に本事業について説明済み。土地造成は粗整地のみ、切土盛土は行わない。</p> <p>平地のため土砂流出の懸念はない。太陽光発電施設のパネル設置及び角度については、周囲の農地や反射光について配慮して設置する。</p> <p>排水については、地面が土の為、原則地下浸透処理で行います。また、周囲に雨水が流れ込まないように、西側の既存排水を利用し排水します。丸山堰水利組合と協議し、同意を得ています。汚水は発生しません。</p> <p>水路への影響がでないよう用水路の法面に防草シートの設置を行います。発電設備に触れないようにフェンスで囲みます。</p> <p>転用することによって生ずる土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要ですが、万が一周辺に被害等が発生した場合には事業者によって責任をもって解決するとのことです。</p> <p>添付書類として、委任状、太陽光電池パネル配置図、側面図、境界確定図、排水流域図、県知事あて誓約書、履歴事項全部証明書、残高証明書、隣地承諾書、丸山堰水利組合の誓約書、定款が提出され確認しました。</p> <p>12月20日に事前説明、26日に現地確認を行いました。</p> <p>1つ疑問がありまして、譲受人は株式会社〇〇〇となっておりますが、管理会社〇〇〇〇になっていきますのでこの点を踏まえて皆様の審議をお願いします。</p> <p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>過去の農転状況について、2番 田中 幹三郎 委員いかがでしょうか。</p> <p>先月26日に転用事業者から申請がでていることを事務局から伺いまして、以前に私が担当した案件のすでに太陽光発電施設となっているところを確認に行ってまいりましたが、若干周囲の草刈り等</p> |
| 職務代理 | |
| 2番 田中委員 | |

| | |
|---------|---|
| | <p>に不備があるように思いました。今、田中豊雄委員よりご指摘があったとおり、〇〇〇〇株式会社というところの代表者さんが施工をされているというように認識しておりますが、現地の太陽光発電所に表示されている管理者は〇〇〇〇〇株式会社という別の会社名が記載されておりました。インターネットで調べましたところ、〇〇〇〇株式会社の社長が〇〇〇〇〇株式会社の社長であるというようになっておりました。〇〇〇〇〇のHPは存在しませんでした。インターネットをざっとあたったところ、本店所在地と代表者の名前程度しかわかりませんでした。実際の管理がこういった形で行われているのか非常に疑問のある状態です。</p> <p>その他気になる点は多々ありますが、いま判明している点はそういったところになります。</p> <p>実際に管理者は誰なのか、問題が起こったときに対応してくれるのは誰なのか、ということが不透明な状況と考えます。以上です。</p> |
| 職務代理 | ほかにありますでしょうか。 |
| 事務局次長 | <p>今の田中委員の件について、補足させていただきます。</p> <p>田中委員がおっしゃった案件は、令和5年4月28日に許可が下りております太陽光発電の案件でございます。申請者はこの案件と同じでございます。この案件の施工につきましては、施工時に工事車両が道路を塞いでいるということで、地元の住民さんから警察の方に苦情が入りまして、農林課の方にも情報が入りました。そのようなことでトラブルが過去の施工時にあったということで今回の申請につきましても現地確認においては、しっかりと施工しますというような回答を得ていますが、過去こういうことがあって若干信用ができないような状態でございますので、補足をさせていただきます。</p> |
| 職務代理 | <p>ここで手元の資料を再確認させていただきますので、暫時休憩とさせていただきます。</p> <p>～暫時休憩～</p> |
| 職務代理 | ただいまより再開します。 |
| 事務局次長 | <p>ただいま申請書の方を改めて確認しましたが、〇〇〇〇株式会社及び〇〇〇〇〇株式会社の関係性については申請書上には記載としては出てきません。</p> <p>ですので、田中委員より出た疑問点については不明ということで</p> |
| 2番 田中委員 | すいません。私が勘違いしていたら申し訳ないですが、今回の申請者は〇〇〇〇〇〇合同会社で間違いございませんね。 |

| | |
|---------|---|
| 事務局次長 | はい。そうです。 |
| 2番 田中委員 | その代表社員が株式会社〇〇〇であって、ということでして、恐らく〇〇〇〇株式会社は〇〇〇の子会社なのだろうか、というところがいま引っかかっているのだろうかというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。 |
| 事務局次長 | そのあたりも含めて追加の確認をしようかと思います。 |
| 2番 田中委員 | 例えば〇〇〇さんのHPを見ていただくとわかるように太陽光パネルが寿命を迎えたときに多額の処理費用がかかるので、そういったものを法令に従って積み立てていますということがHPに書いてありますが、じゃあ〇〇〇〇合同会社に関してはどうなのかということも突き詰めて考えれば疑念が生じます。 事業者として適格性があるかどうかということも大げさに言えばそういうことになってくるのかなと思います。 様々な会社の関係、指揮命令者は誰なのか、責任の所在をはっきりとさせてもらうように事務局のほうから確認いただければと思います。よろしいでしょうか。 |
| 事務局次長 | はい。 |
| 7番 山本委員 | 今、田中委員が言われた過去の申請の内容と今回の内容は全く同じでしょうか。 |
| 2番 田中委員 | はい。 |
| 7番 山本委員 | 前は許可を降ろしているんですよね。今回はダメというのはなぜという話になると思うんですね。 |
| 事務局長 | そういうダメという話ではなくて、保留をして関係性を今一度確認をするという所で適法な申請であれば審議していただく。最初からダメということではないです。 |
| 7番 山本委員 | だめだめというだけでなく、不備な点があれば改善するように指導しなくてはいけないし、今回不備があるのであれば意見をつけて改めて審議をするよという形ならいいと思うのですが、いまの課長の話のとおりすぐダメと言わないというのであればいいんです。 再確認ですが、われわれの立ち位置って農地を守るという立ち位置なのか、これから後継者がおらずやっとな農地が手放せるという人に対して我々がダメと言ったり、許可を降ろさなかったらその人も困ってしまうだろうし。 |
| 職務代理 | 基本的にいま山本委員がおっしゃったように開発等によって周辺 |

| | |
|----------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>農地に迷惑をかけることがないように事前にチェックして、申請者に対しても良い方向に前向きに進めていくというのが基本スタンスだと思いますので、その点でいくと前回の施工時の不備等を踏まえて保留という形に。</p> <p>補足でよろしいでしょうか。</p> <p>皆さん主流でやってみえる農地法5条いわゆる農地転用と言われるものですが、これなにかという例外規定なんですね。通常の農地法上の規定というのは、農地を守っていく、耕作していくというのが主体となっています。農業者が主体になった法律になっています。ただ、例外としてやむを得ない事情でそれを農地から農地以外のものにする。そういう場合に農業委員会が周りの状況を鑑みて意見を付けて県知事許可を受けるために進達する。いま山本委員がいわれたとおり、基本的なスタンスはなにかという農地を守ることです。農業者を守っていくこと、というのが主体。その例外規定として農地転用という申請があって、それを客観的に判断していくことです。このように審議になった時に事務局サイドでは書類上の不備をなくすように確認をしていくんですが、皆さんに諮って皆さんに意見をいただいたときに不備があればそこはちゃんと客観的な判断として確認をしていく。でなければ、意見書を付けて岐阜県の方に進達するわけにはいかないの、その中で係長のほうから話があったとおり、確認事項がでてきたので今回は保留としたいということです。転用を促進するために農業委員会があるわけではないことだけ立ち位置として覚えていただければと思います。</p> |
| <p>職務代理</p> | <p>よろしいでしょうか。この件については、事務局から説明のありましたとおり、1号事案は保留とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に2号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p> |
| <p>2番 田中委員</p> | <p>2番田中です。2号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>申請地の場所は、中児童館より南西に直線距離にて約450メートル、名鉄御嵩口駅より北西に約500メートル、バロー御嵩店から東へ約450メートルのところでは。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。4区画の住宅用分譲地として造成して販売します。譲渡人がご高齢により今後の耕作が難しくなったためとのことですが、これではよく分からないので、仲介の不動産屋さんの説明等を踏まえ私なりに解釈しましたところ、おおむね以下のとおりとなります。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇さんは、相続によりこの田んぼを取得しましたが、住まいが犬山市であるため長年不耕作のままであった。そのため自分が元気のうちに手放したいと思い、以前から地元の不動</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>産屋さんに売却を依頼していた。一方の譲受人は近年御嵩町内で複数の宅地分譲用地の開発を手掛けており、さらなる候補地を探していたところ、採算の目途にかなう当申請地を紹介され今回事業化を目指して申請に至ったというものです。</p> <p>事業の創業期間又は施設の利用期間は許可日から永久です。資金は全額自己資金にて賄います。</p> <p>土地取得費として4百万円、造成費用として15百万円を見込んでおります。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について説明します。申請地の東側は道路、西側は水路、南側は宅地及び雑種地、北側は宅地です。</p> <p>境界線にコンクリートブロック擁壁を設置します。高さは勾配に応じて2段から3段の計画です。</p> <p>汚水は、今回新設予定の位置指定道路を経て、申請地東側の町道に埋設されている町下水道に接続します。</p> <p>雨水は新設の道路側溝を経て集水桝に集水した上で、新設の用悪水路を経て西側農業用排水路へ排水します。これは、砂、小石等が直接既存の排水路に流れ込まないようにするための配慮かと思えます。</p> <p>また、申請地取得後は周辺農地に影響が及ばないように十分注意します。万が一被害が生じた場合は当方が責任をもって対処します。とのことです。</p> <p>その他参考となるべき事項として以下3点の項目について申請書に記載されておりますので説明します。真名田ため池水利組合長さんより付された条件に従って、1.水路に雨水以外は流さないようにします。2.水路法面等に雑草が生えないようにコンクリートブロック打ちをいたします。3.農転地の雨水等が隣地に流れないようにします。とのことです。現地確認は令和5年12月26日に行いました。</p> <p>以上のことから、私は本申請内容に問題はないと思えます。皆様のご審議をお願いします。</p> |
| 職務代理 | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第2項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>13 番 中川委員</p> | <p>次に3号事案について、13番 中川 洋二 委員 説明願います。</p> <p>13番 中川です。3号事案について説明します。事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料5-3をご覧ください。</p> <p>申請地は可児御嵩バイパス古屋敷交差点より東に600m、中村大橋より南西に400mほどのところではあります。</p> <p>転用目的は一般個人住宅及び倉庫です。申請理由は、譲受人は現在賃貸住宅で生活しているが、家族の成長に伴い手狭になってきたため戸建て住宅の建設を検討していた。譲渡人は申請地で耕作を行っておらず今後も再開する見込みはないため売却を検討しており、双方で売買の合意に至ったためというものになります。</p> <p>利用期間は、許可日から永年。資金調達は全額借入です。</p> <p>申請地の東側及び南側は町道、西側は農地、北側は宅地となっています。雨水は東側側溝排水、汚水は南側下水へ排水します。転用に当たっては、周辺農地へ被害を及ぼさないように十分留意し、万が一被害が発生した場合には転用者の責任をもって保証することです。</p> <p>許可申請書、委任状、登記記録全部事項証明書。土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、住宅ローン事前結果書類、隣地承諾書を確認し、12月21日に行政書士立ち合いにて事前現地確認、12月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから第3号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> |
| <p>職務代理</p> | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> |
| <p>11 番 田中委員</p> | <p>面積なんですけど、今回の申請内容でいくと大きすぎると思うのですが、そこはいかがでしょうか。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>土地利用計画において、今回は倉庫や駐車場、ガセボの設置もありますし、家庭菜園も含めてですが広い土地に対して利用計画がある程度ある状態であれば、認めざるを得ない場合もあるのかなと思います。もしこれが利用計画がない場合であれば、再考も必要かと思いますが、事務局としては必要な計画としてでてきておりますので、問題ないかなと思います。</p> |
| <p>職務代理</p> | <p>他にありますでしょうか。</p> |
| <p>鍵谷 推進委員</p> | <p>今後の基準は700㎡でいけばいいか。</p> <p>メインの基準がないと皆さん今後困られると思うんですが、いまままで断ってきた例もあります。その辺少し詳しく説明していただけますか。</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>1,000 m²で売りたい人が700 m²で分筆して売却した経緯もあります。</p> |
| 職務代理 | <p>今の説明だと利用計画がしっかりしていれば。</p> |
| 鍵谷 推進委員 | <p>ですけど、そこは必要な土地だったんですが、分筆したんです。そこらへんちょっと詳しく教えてください。</p> |
| 事務局長 | <p>一般個人住宅の場合は家があって車庫があってというパターンがほとんどで、中には規模の大きい家があってそれが農業振興地域であれば500 m²ぐらいであったりだとか。通常の一般個人住宅であれば御嵩町のローカルルールとして700 m²までが適度な面積だろうという判断を以前はしておりました。</p> <p>今回の計画図面を見ていただくとわかるとおり、個人住宅と車庫以外のものの計画がある以上は700 m²という枠ではなく、この面積であっても計画上は問題ないという判断を事務局としてさせていただいている、ということになります。</p> <p>住宅だけでなく、ガゼボ等の建築予定がありますので、プラスして必要であると考えていただくと今回の申請面積であっても申請上は支障がないということになります。</p> |
| 職務代理 | <p>ほかに質疑ありますかでしょうか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられています。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、1番 水野 宏治、私が説明します。 資料の5-4をご覧ください。事務局から説明があった箇所については、省略します。</p> <p>12月19日にて行政書士より事前説明を受けました。 場所は比衣の里公民館から北へ約50メートルのところ。転用の目的は一般個人住宅、駐車場及び庭。</p> <p>権利を設定、移転しようとする理由は、使用借人は住宅建築にあたり使用貸人である父親の所有する土地に建てることに承諾を得ましたが、接道要件や面積も計画面積に満たないということで今回の申請地を一体で住宅地とする計画に致しました。期間は永年です。 転用することによって生ずる付近の土地等の概要、東側は道路、</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>南側は畑、西側は宅地及び畑、北側は山林となっております。雨水は南側及び東側の水路に接続します。汚水は下水道に接続処理します。</p> <p>添付書類につきましては、土地利用計画図、誓約書、委任状、隣地承諾書、融資事前審査結果及び代替地検討資料を確認しました。</p> <p>今回の申請地の間には宅地がございます。今回の申請地と合わせて一体利用地となっております。</p> <p>付け加えまして、宅地につきまして雑木等が生えておりましてその根の処理で事前に処理をしておりましたが、整地の際に当該申請地にまで整地を行っており、今回の申請者に対して注意をした経緯があります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれかにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第21号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>4ページをご覧ください。議第21号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第1項により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は21ページから35ページまでをご覧ください。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>次の1号事案から3号事案は、13番 中川 洋二 委員に関係しますので、13番 中川 洋二 委員は農業委員会等に関する法律 第31</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(13 番 中川 洋二 委員) 退 席</p> |
| 職務代理 | <p>1 号事案から 3 号事案について、2 番 田中 幹三郎 委員 説明 願います。</p> |
| 2 番 田中委員 | <p>2 番 田中です。この 3 条申請につきましては、12 月 26 日に籠橋 推進委員と私と中川委員に案内していただきまして、現地確認をし ました。</p> <p>現状水稻を耕作されており適正に管理されておりまして、なんら 問題ないと思います。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>続いて、籠橋 良平 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気 になる点などありましたら説明願います。</p> |
| 籠橋 推進委員 | <p>籠橋です。田中委員と現地を確認しまして、特段問題ないと思 います。</p> |
| 職務代理 | <p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あり ますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>特にありません。</p> |
| 職務代理 | <p>採決に入ります。1 号事案から 3 号事案について、適当と認める 方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案から 3 号事案は適当と認 め進達します。</p> <p>審議終了しましたので、13 番 中川 洋二 委員の着席を認めま す。</p> <p>(13 番 中川 洋二 委員) 着 席</p> |
| 職務代理 | <p>次に、議第 22 号 土地現況確認申請に対する意見について、を議 題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>6 ページをご覧ください。議第 22 号 土地現況確認申請に対する 意見について。</p> <p>別表のとおり土地現況確認申請があったので、委員会の意見を求 めるものとする。7 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> |

| | |
|-------|---|
| 職務代理 | <p>別添資料は 36 ページから 39 ページをご覧ください。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局次長 | <p>1 号事案について説明します。資料は 36 ページから 39 ページまでをご覧ください。 本件につきましては、建物固定資産税評価証明書にて昭和 48 年から建築物が建っており、20 年以上農地以外の状態であることが確認できたため、申請がありました。 提出に至った経緯ですが、昭和 48 年に鉄骨造の倉庫を建築し、農地から宅地としての利用を開始し、現在に至るということです。 建築したのは、申請者の祖父にあたる人物であり、その後相続を経て、土地は申請者、建物は申請者の母の所有になっているということです。 現場については、12 月 26 日に担当委員と確認しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> |
| 事務局次長 | <p>特にありません。</p> |
| 職務代理 | <p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。 次に議第 23 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> |
| 事務局 | <p>8 ページをご覧ください。議第 23 号 農用地利用集積計画の決定について。 農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。9 ページをご覧ください。 (朗読) 別添資料は 40 ページをご覧ください。以上です。</p> |
| 職務代理 | <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 次の 1 号事案について、2 番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、2 番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> |

| | |
|---------|--|
| | (2番 田中 幹三郎 委員) 退 席 |
| 職務代理 | 1号事案について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。 |
| 籠橋 推進委員 | 籠橋です。担当委員と現地確認をしました。特に問題ないと思います。以上です。 |
| 職務代理 | 委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。 |
| 事務局次長 | 特にありません。 |
| 職務代理 | 採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 審議終了しましたので、2番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。 |
| | (2番 田中 幹三郎 委員) 着 席 |
| 職務代理 | 次に、報第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 10ページをご覧ください。報第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。11ページをご覧ください。 |
| | (朗読) 以上です。 |
| 職務代理 | 事務局より補足説明がありますか。 |
| 事務局次長 | 特にありません。 |
| 職務代理 | 事務局からの報告がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。 |

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを

証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

12 番

13 番
